

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び小学校学習指導要領案 （「特別の教科 道徳」）に関するパブリックコメント

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案について

道徳を「特別な教科 道徳」と規定し、小学校において平成 30 年 4 月 1 日から施行すること、及び平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年月 31 日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める告示案について異論はない。

現在、各学校では、現行の学習指導要領に基づき平成 27 年度の教育課程の編成を行っているところである。今回、省令案等が 3 月中に告示されると聞く。告示後、各学校では、改正される学習指導要領の内容を理解し、「学校における道徳教育の全体計画や組織のあり方」や「年間指導計画」の改訂に取り組むとともに道徳の授業のあり方についての検討を行ったり、保護者へのこれからの道徳教育の進め方について周知・理解を図ったりする機会を設ける等、様々な準備を行っていかなければならない。

告示案では、特例により、改正後の学習指導要領の全部または一部を、学校の判断で平成 27 年度から実施できる、としているが、平成 27 年度の早い時期から、改正された学習指導要領に沿った十分な指導が行われることは難しいことを理解していただきたい。

2 小学校学習指導要領案について

(1) 第 1 章 総則について

目標を「自立」「協働」「創造」の視点で、整理・まとめたことは、わかりやすく理解しやすくなったと考える。

しかし、現行では、道徳教育を進めるにあたって、「教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに」との記述がある。道徳教育を進めるにあたっては、学校における人間関係を充実させることは必要であると考え。そのため、このような趣旨を目標の中に入れるべきだと考える。

(2) 第 3 章 特別の教科 道徳 について

ア 目標について

○「道徳性」という一語で全体をまとめられたことはわかりやすくなったと考える。

「道徳性」について、今後解説書等で詳しく説明をしていただきたい。

○現行では、「道徳の時間の指導」を「道徳教育の要」として「補充、深化、統合」ということが言われてきた。今回の改定では、目標からこの言葉がなくなった。「特別の教科 道徳」の時間の指導と他教科等の道徳に関わる指導についての関係性では、現行と変わらない点もあると考える。今後、この言葉が目標からなくなったことについて解説書等で説明をしていただきたい。

イ 内容「主として自分自身に関すること」について

- 「個性の伸長」第1、第2学年で「自分の特徴に気づくこと」となっているが、特徴に気づくことは難しい内容ではないか。その前に、“違いを知る”ということがあるように思う。低学年であれば、違っていいという感覚を大切にしたい。

ウ 内容「主として人との関わりに関すること」について

- 「友情・信頼」の第5、第6学年で、現行では「男女仲よく協力し助け合う」となっているが、「異性を理解しながら人間関係を築いていくこと」に改められている。現代の状況を踏まえた内容でよいと考える。また、具体的な指導のイメージができやすく工夫されている。
- 「感謝」の第3、第4学年で「家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること」など具体的な表現を盛り込み、目的なり内容なりがよりイメージしやすい項目もあり、現行の学習指導要領の内容よりも工夫されている。
- 「親切、思いやり」の中で、「思いやり」については、寛容、友情、家族愛などにも「思いやり」ということは欠かせないと考える。この項目については「親切」としてよいのではないかと考える。

エ 内容「主として集団や社会との関わりに関すること」について

- 「公正、公平、社会正義」を第1、第2学年、第3、第4学年にこの項目を入れたことは適切であると考え。しかし、低学年の子どもたちは、好き嫌いという感情をもつ時期でもあり、この時期の指導として、子どもたちが見た目や自分との違いで「嫌い」という感情をもつということも踏まえてはならない。児童に対して「容姿の違い、明るさなどの性格の違い、男女の違いや自分との違いなどにとらわれないで接することができること」という観点からの指導内容を考えたい。
- 「よりよい学校生活、集団生活の充実」の内容については、現行の「役割責任、愛校心」を合わせた内容ととらえる。小学校段階では、身近な集団は学校内にあることから、その集団のなかで児童は役割責任を果たす経験をする。この項目があることによって、資料内容、ねらい、指導がわかりやすくなると思う。
- 「規則の尊重」の内容の改定案では、現行の第3、第4学年、第5、第6学年で記述されている「公德心」という言葉がなくなった。子どもたちに育てたいこととして、また現代の世相を考えたとき、「公德心」という言葉を残したいと考える。

オ 内容「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」について

- 「よりよく生きる喜び」が新設されたことはよいと考える。また、しっかりと項目が示され授業を行う上で、ねらいが明確で指導がしやすいと考える。「理解し・・・感じる」という文言より、現行の「人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見いだすように努める」のように、人間のよさや可能性を信じ、努めるという意欲の文言の方が生きるという価値に合うのではない

かと考える。

- 「生命の尊さ」の第5、第6学年「～、生命を尊重すること」について、現行では「自他の生命」となっている。「生命」のとらえ方として、「自他」とした方がわかりやすいと考える。

カ 指導計画の作成と内容の取り扱いについて

- 現行で取り上げられている「補充、深化、統合」ということについて、(2)で「～内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連をとらえ直したり発展させたりすることに留意すること」と関連する考え方と受け止めるが、今後、解説書等で説明をしていただきたい。
- (1)で「一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫」と記述されている。今までの道徳の時間の指導とは異なる指導展開となることが想定される。モデル的な指導のあり方についても今後、示していただきたい。

キ 「その他」について

- 内容項目を「正直、誠実」「感動、畏敬」のように示したことはわかりやすくよいと考える。現行でも、市販の副読等では、このような表記がなされており、副読本等の活用の際にわかりやすくなると思う。
- 内容項目を、第1、第2学年、第3、第4学年、第5、第6学年で分けずに、視点ごとにA、B、C、Dと表記されている。内容項目の学年ごとのつながりや指導の違いがわかりやすくなっている。
- 現行では、内容項目1(1)といった表記となっていた。今回はA～Dとなり、Aの内容項目がいくつあるのかまた番号が付いていると指導の際、見落としもなくなるのではないかと考える。
- 今後、解説書の改訂作業も行われると思う。解説書では、「特別の教科 道徳」について、改訂の経緯、今までの指導との違い、用語の意味づけ、モデルとなる指導展開例等の説明をしていただきたい。
- 道徳教育は、これまでも教育全体を通じて行われてきている。改定の趣旨を踏まえ、自らの生き方を多面的に考えることができるようにするために、教師の指導力の向上が不可欠であり、研修体制の充実について考えていただきたい。